

要約筆記者派遣事業 ～利用のしおり～

静岡市では、要約筆記を必要とする聴覚障がい者のために要約筆記者を派遣する事業を実施しています。要約筆記を円滑にご利用いただくために、派遣依頼の方法などについて、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

1 要約筆記とは？

要約筆記とは、聴覚障がい者（主に中途失聴者・難聴者）に話の内容をその場で文字にして伝える通訳のことです。「話す速さ」は「書く・入力する速さ」より速いため、話の内容を要約するので「要約筆記」といいます。要約筆記は「速く、正しく、読みやすく」書くことを心がけて伝えます。

2 要約筆記の方法

● 全体投影

聴覚障がい者が多数参加する会合や講演会などに適した方法です。

パソコンによる方法と手書きによる方法があります。

● ノートテイク(手書き・パソコン)

聴覚障がい者の隣で、紙に書いたりパソコンに入力したりして伝える方法です。個人の派遣ではこの方法が一般的です。

3 利用できる方

- （１）静岡市在住の聴覚障がい者（身体障がい者手帳の交付を受けている者又はそれと同等と市長が認めた者）又は聴覚障害者団体
- （２）聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要のある方

4 要約筆記者派遣の例

- （１）聴覚障害者団体などによる大会(講演会)や会議など
- （２）病院・医院での診察や検査
- （３）学校や幼稚園・保育所での授業参観・懇談会・保護者会・入学式・卒業式・家庭訪問など
- （４）官公庁・裁判所・警察署・職業安定所・健康保健センターとの相談など
- （５）社会参加を促進する学習活動など
- （６）その他

5 申込方法

登録手話通訳者等派遣申請書に、必要事項を記入して、
障害福祉企画課へFAX（054-221-1494）または
各福祉事務所障害者支援課窓口 へ提出。

6 登録手話通訳者等派遣申請書様式

申請書は以下、いずれかの方法で取得できます。

- （１）各福祉事務所の障害者支援課窓口にて手渡し
- （２）静岡市公式ホームページからダウンロード

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/shinsei/s3278/p2125.html>

7 その他

- （１）費用は原則無料です。

（各種講演会、研修会、企業内研修会、催し物などは、主催者団体の負担となる場合があります。）

- （２）団体の会議・大会等の場合は打ち合わせが必要になりますので、事前と当日の連絡責任者を明確にしておいてください。

- （３）要約筆記者は、その場限りの通訳であり記録ではありませんので、ご理解ください。

- （４）政治活動、宗教活動、営利活動に関するものはお受けできません。

- （５）要約筆記者には守秘義務があり、要約筆記業務上知り得た情報を他に漏らすことは禁止されています。要約筆記の内容・個人の秘密は守られます。

- （６）要約筆記者は通訳業務以外のことを行うことはできません。

- （７）派遣についての問い合わせ・要望等があるときはお気軽にお尋ねください。

8 問合せ先

担当課	住 所	連絡先
保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課	静岡市葵区追手町 5 番 1 号	(TEL) 054-221-1198 (FAX) 054-221-1494 (メール) shougaifukushi@city.shizuoka.lg.jp